

富山県立大学大学院看護学研究科教務委員会規程

令和4年9月1日制定

(設置)

第1条 富山県立大学大学院看護学研究科に教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 看護学研究科の教育課程及び授業に関すること。
- (2) 看護学研究科の試験及び単位認定に関すること。
- (3) その他看護学研究科の教務の実施に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 富山県立大学大学院看護学研究科長
- (2) 看護学研究科において選出された委員3人（教授、准教授に限る。）
- (3) その他学長が指名する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

2 委員会に副委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

(運営)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議は非公開とする。

5 委員会の会議にかかる審議資料及び会議録は、公開しない。ただし、審議資料については、委員会の議決により公開することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年9月1日から施行する。

(経過規程)

- 2 この規程の施行前において、富山県立大学看護学研究科・大学専攻科開設準備委員会で審議した事項のうち本規程第2条に係る事項は、本委員会が引き継ぐものとする。
- 3 本規程第3条第1号に定める者は看護学部長が、同条第2号に定める者は看護学部長が指名する者が代行する。代行期間は令和5年3月31日までとする。